

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成19年2月5日（月）
- 2 監査の対象 健康市民部（市民課、介護保険課、国保医療課、健康増進課）所掌事務全般
- 3 監査の方針
今回の監査は、上記の部局について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成18年11月30日までの間における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、所管事務事業が関係する法令等に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。
- 4 監査の要領
監査にあたっては、あらかじめ健康市民部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。
- 5 監査の結果
平成18年11月30日現在における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。
市民課では市民サービスコーナー運営管理、戸籍住民基本台帳事務、外国人登録事務、国民年金、外国人等高齢者特別給付金支給等、介護保険課では訪問介護利用者負担軽減措置、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度助成、介護保険事務、介護保険料賦課徴収事務、介護認定審査会運営、介護保険認定調査事務、趣旨普及、介護サービス給付、地域密着型介護サービス給付、介護福祉用具給付、介護住宅改修費用給付、介護サービス計画費用給付、介護予防サービス給付、地域密着型介護予防サービス給付、介護予防福祉用具給付、介護予防住宅改修費用給付、介護予防サービス計画費用給付、審査支払手数料、高額介護サービス等給付、特定入所者介護サービス等給付、財政安定化基金拠出、特定高齢者把握、通所型介護予防、訪問型介護予防、介護予防特定高齢者施策評価、介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援、介護予防一般高齢者施策評価、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域包括支援センター運営協議会運営、介護給付等費用適正化、家族介護支援、成年後見制度利用支援、福祉用具・住宅改修支援、地域自立生活支援、介護給付費準備基金積立、第1号被保険者保険料還付等、国保医療課では福祉医療、国民健康保険事務、国民健康保険料賦課徴収事務、国民健康保険料収納特別対策、国民健康保険運営協議会運営、趣旨普及、一般被保険者医療費給付、退職被保険者医療費給付、国民健康保険審査支払手数料、高額医療費給付、出産育児一時金給付、葬祭費給付、老人保健拠出金、介護納付金納付、高額医療費拠出金、住民検診補助、保健、保険料還付、老人保健医療事務、医療費適正化対策、老人保健医療給付、老人保健医療審査支払手数料等、健康増進課では保健衛生推進、母子保健、地域保健医療推進、予防接種、成人保健対策、特定高齢者把握、通所型介護予防、訪問型介護予防、地域介護予防活動支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援、家族介護支援等と幅広い事業を実施している。今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。
なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も

若干見受けられたので、以下、これについて述べる。

(1) 予算執行状況について

平成18年12月11日作成の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

主として使用料及び諸収入について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

一部滞納となっているものについては、早急に解消されるとともに、今後新たな滞納を生じないように努められたい。

(3) 支出事務について

委託料並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及び差引簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

委託料について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) 財産管理事務について

管理財産について担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

管理備品について、主に平成17年度以降に取得及び廃棄したものを備品管理簿により審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(6) その他

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取し、時間外勤務命令書兼報告書の一部を抽出して確認した結果、おおむね適正に処理されていた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに時間外の縮減に努力されるよう要望する。